

## 学校における文化芸術事業（芸術鑑賞教室等）補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、学校における文化芸術事業（芸術鑑賞教室等）補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （交付目的）

第2条 本補助金は、学校における芸術鑑賞教室等の文化芸術事業の円滑な運営を図ることを目的として交付する。

### （補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1及び別表2に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う公益財団法人鳥取県文化振興財団に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1及び別表2第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額を限度とする。

3 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。）への発注に努めなければならない。また、補助対象経費の委託費（公演委託費を除く。）については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

### （交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、毎年4月5日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1項及び第2項に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### （交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日を経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月23日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

2 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

3 この要綱は、平成25年4月15日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

5 この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

6 この要綱は、平成29年3月29日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

6 この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

7 この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

8 この要綱は、令和4年3月22日から施行し、令和4年度事業から適用する。

別表 1

1 鳥取県芸術鑑賞教室（高等学校・特別支援学校）

1 補助事業の趣旨	本県の文化振興の一環として、高校等の生徒を対象に優れた舞台芸術を鑑賞する機会を等しく提供し、豊かな情操を培い、健全な育成に資する。
2 補助事業の内容	県内高等学校及び特別支援学校の生徒、教職員及び保護者等を対象に、ホールや学校を会場として音楽・演劇・伝統芸能などさまざまなジャンルの芸術鑑賞公演を開催する。
3 補助対象経費	補助事業に要する経費（公演委託料、会場使用料、備品賃借料、バス借上料、印刷製本費、消耗品費、役務費、通信運搬費等）
4 補助率	10 / 10
5 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各学校への調査（実施予定、希望演目等）</li> <li>(2) 演目の選定、公演団体との交渉、各学校への希望照会</li> <li>(3) 開催に係る日程調整、会場押さえ、開催校の決定</li> <li>(4) 公演団体との契約</li> <li>(5) 公演の開催</li> <li>(6) その他、公演の開催に必要な業務</li> </ul>

別表 2

2 児童生徒を対象とした文化芸術事業の連絡調整

（芸術鑑賞教室、青少年劇場小公演、青少年劇場巡回公演）

	① 芸術鑑賞教室	② 青少年劇場小公演	③ 青少年劇場巡回公演
1 補助事業の趣旨	本県の文化振興の一環として、芸術鑑賞の機会に恵まれない小規模校等の青少年に対し優れた芸術を鑑賞してもらい、豊かな情操のかん養に資する。		本県の文化振興の一環として、学校ごと、地域ごとに児童を対象に生の優れた芸術を鑑賞する機会を等しく提供し、豊かな情操を培い、健全な育成に資する。
2 補助事業の内容	市町村が実施を希望する児童生徒を対象とした文化芸術事業（芸術鑑賞教室（小中学校）、青少年劇場小公演、青少年劇場巡回公演）について、市町村の希望に基づき斡旋団体（注）と調整を行う。		
3 補助対象経費	補助事業に係る連絡調整に要する経費（役務費、通信運搬費、需用費等） ※公演に要する経費（公演委託料、会場使用料等）は市町村が負担する。 （鳥取県市町村交付金の対象）		
4 補助率	10 / 10		
5 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町村への調査（公演予定数、希望演目等）</li> <li>(2) 斡旋団体と演目、日程を決定</li> <li>(3) 市町村への希望照会</li> <li>(4) 学校との日程調整、開催校の決定</li> <li>(5) その他、公演の開催に必要な業務</li> </ul>		

（注）斡旋団体は、（財）日本青少年文化センター、（社）日本児童演劇協会、その他財団が選定した団体

様式第1号

年度学校における文化芸術事業（芸術鑑賞教室等）補助金事業計画（報告）書

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の内容

4 他の補助金の活用の有無〔有 ・ 無〕

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税の取り扱い〔一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者〕

6 その他

様式第2号

年度学校における文化芸術事業（芸術鑑賞教室等）補助金事業収支予算（決算）書

1 収 入

(単位：円)

区分	本年度予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B - A)	備 考
本補助金				
その他				
自己資金				
合 計				

2 支 出

(単位：円)

区分	本年度予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B - A)	備 考
補助対象経費	公演委託料			
	会場使用料			
	備品賃借料			
	バス借上料			
	印刷製本費			
	消耗品費			
	役務費			
	通信運搬費			
	需用費			
	小 計			
補助対象外経費				
	小 計			
合 計				

公益財団法人鳥取県文化振興財団  
理事長 様

鳥取県知事

年度学校における文化芸術事業（芸術鑑賞教室等）補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号（以下「申請書」という。）で、申請のあった 年度学校における文化芸術事業（芸術鑑賞教等）補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象事業の実績額について、学校における芸術文化事業（芸術鑑賞教等）補助金交付要綱（平成24年5月1日付第201200016261号鳥取県文化観光局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 規則の厳守

本補助金の収受及び使用、対象事業の遂行等については、規則の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 氏名 様

申請者 住所  
氏名

印

年度学校における文化芸術事業(芸術鑑賞教室等)仕入控除税額確定報告書

学校における文化芸術事業(芸術鑑賞教室等)補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円  
(2) 補助対象経費の額 金 円  
( 年 月 日付第……号による通知額)

2 実績報告控除税額

(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)  
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額(3-2>0の場合)

$$(3-2) \times \frac{1の(1)}{1の(2)}$$
 金 円

(注)別紙として積算の内訳を添付すること。